２　地方公務員の災害補償制度

地方公務員の災害補償制度は，地方公務員が公務上の災害（負傷，疾病，障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に，その災害によって生じた身体的損害を使用者である地方公共団体がその責任において補償し，必要な福祉事業を行い，職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度である。

地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は，地方公務員災害補償法に基づき，被災職員の所属する地方公共団体に代わって災害補償を行う機関として設立された法人で，東京都に本部，各都道府県及び政令指定都市に支部がある。補償の実施に必要な財源等基金の業務に要する費用は，各地方公共団体からの負担金で賄われており，石川県支部の事務所は石川県庁内に置かれている。

なお，非常勤職員の場合は労働者災害補償保険法により国が，公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の法令により，地方公共団体等が補償を行う。

(1) 公務災害

公務災害として認定されるには，公務とその災害との間に相当因果関係があること（公務起因性）が必要であり,任命権者の支配管理下にあったかどうか（公務遂行性）が一次的な判断基準となる。しかし,公務遂行中に生じた負傷であっても，場合によっては公務災害として認められないものもある。

ア　公務上の負傷

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　分 | 公務上とされるもの |
| 職務遂行中 | 通常又は臨時的に割り当てられた職務遂行中の負傷 |
| 職務遂行に伴う  合理的行為中 | 業務待機中の行為，生理的必要行為，公務達成のための善意行為などの職務遂行に通常伴う合理的行為中の負傷 |
| 職務遂行に必要な  準備・後始末行為中 | 勤務時間の始め又は終わりの点検，整備，格納，整理などの行為中の負傷 |
| 救助行為中 | 勤務場所において負傷した又は疾病にかかった職員を救助する行為中の負傷 |
| 防護行為中 | 非常災害時において，勤務場所又はその附属施設を防護する行為中の負傷 |
| 出張・赴任の  期間中 | 出張用務そのものを遂行中又は出張のための合理的経路上の負傷  ※私的行為中であれば公務外 |
| 通勤途上 | 深夜の出退勤など，特殊な事情のもとにある場合の負傷 |
| レクリエーション  参加中 | 任命権者が企画，立案及び実施・運営したレクリエーション中の負傷 |
| 設備の不完全  管理上の不注意 | 勤務場所又はその付属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由による負傷 |
| 職務遂行に  伴う怨恨 | 加害行為と職務行為との間に因果関係が証明されること及び被災職員の側に重大な挑発行為が存在せず，「けんか」という私怨状態に陥っていない場合の負傷  ※　私的行為が直接原因の場合は公務外 |
| 天災地変 | 原則としては公務災害とは認められない。ただし，天災地変による災害発生の危険性が職務に付随している場合は公務上とする |

イ　公務上の疾病

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　分 | 公務上とされるもの |
| 負傷による疾病 | 公務上の負傷に起因する疾病 |
| 職業病 | 業務に伴う有害作用の程度がその疾病を発症させる原因となるのに足り，医学経験則上その疾病特有の症状を呈した場合は,特に反証（私的事由によって発病したという証明）のない限り公務上とする |
| その他 | 公務に起因することが明らかな疾病 |

(2) 通勤災害

　　通勤災害とは，職員が「勤務のため，住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法により往復する」ことに起因する災害をいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 定義と具体的例 |
| 勤務のため | 勤務に就くため又は勤務を終了したことによる,住居と勤務場所との間の往復行為。勤務終了後，勤務場所で長時間にわたる私用の後に帰宅する場合は該当しない。 |
| 住　　　居 | 生活の本拠として普段住んでいる家屋のほか，勤務の都合その他特別な事情で設けられた宿泊場所。交通事情，天災地変等の事由により自宅以外に一時宿泊する場合の旅館，ホテル及び避難場所並びに家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院等は該当 |
| 勤務場所 | 職務を遂行する場所として明示又は黙示の指定を受けた場所。通常の勤務提供の場所，レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所は該当 |
| 合理的な経路  及び方法 | 社会通念上，住居と勤務場所との間を往復する場合に，一般的に用いると認められる経路及び方法。定期券・通勤届による経路，当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路，マイカー通勤者がガソリン補給に立ち寄る経路等は該当 |

ア　「逸脱」と「中断」

「逸脱」　通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれること

「中断」　合理的な経路上において，通勤目的から離れた行為を行うこと

逸脱又は中断に該当した場合，総務省令で定める下記の事例に該当するものは，合理的な経路に復した後は通勤とする。

＜主な事例＞

|  |  |
| --- | --- |
| 通勤とするもの | 通勤としないもの |
| 日用品の購入その他これに準ずる行為  ○以下の日用品の購入に該当する行為  ・パン，米，酒等の飲食料品  　　・家庭用薬品  　　・下着，ワイシャツ，背広，オーバー等の衣料品  　　・石油等の家庭用燃料品  　　・身の回りの品  　　・文房具，書籍等  　　・電球，台所用品等  　　・子どもの玩具  ○日用品の購入に準ずる行為  　　・独身職員が通勤途中で食事する場合  　　・クリーニング店に立ち寄る場合  　・理髪店，美容院に行く場合  　　・テレビ，冷蔵庫等の修理を依頼しに行く場合  　　・税金，光熱水費を支払いに行く場合  　　・市役所等に住民登録，戸籍抄本等を取りに行く場合  病院又は診療所において診療又は治療を受けること  ○診療又は治療を受けることに該当する行為  　・人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為  ○診療又は治療を受けることに準ずる行為  ・接骨，あんま，はり，きゅう等の施術を受けるために施術所に立ち寄る行為  　　・家族の見舞いのための病院に立ち寄る行為  選挙権の行使その他これに準ずる行為  　○選挙権の行使に該当する行為  ・ 衆議院議員，参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長等の選挙の投票に行く行為 | ○日用品に属さないものの購入  　・装飾品，宝石等の奢侈品  　・テレビ，冷蔵庫，ピアノ，自動車，机，たんす等の耐久消費財  　・スキー，ゴルフ等のスポーツ用品  ○その他の行為  ・通勤途中で娯楽等のため麻雀，ゴルフ練習，ボウリング，料亭等で飲食等をする場合  ・観劇等のため回り道する場合  ・同僚の送別会に行く場合  ・冠婚葬祭に行く場合 |

(3) 認定・補償請求

ア　休暇の取り扱い

公務・通勤災害と認定された傷病による休暇は特別休暇となる。

イ　補償の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　類 | 補償内容 | |
| 療養補償 | 傷病が治ゆするまでの期間，療養上必要と認められる費用又は現物補償がされる。また，必要に応じて診断書・通院交通費，医師が認めたマッサージ・はり・きゅう，特別な事情のある入院室料，重症時の付添看護の料金等の費用も支給される。 | |
| 休業補償 | 療養のため勤務できず給与を受けられないとき，その期間支給される。  平均給与額×100分の60 | |
| 傷病補償年金 | 療養開始後１年６か月を経過した日又はその日後において，傷病等級１～３級に該当するとき，その状態が継続している期間，等級に応じて支給される。  第１～３級　平均給与額の313～245日分 | |
| 障害補償 | 治ゆしたときに障害が残った場合，障害等級に応じて支給される。  障害補償年金 第１～７級 平均給与額の313～131日分  障害補償一時金 第８～14級 平均給与額の503～56日分 | |
| 介護補償 | 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有するものが，補償の事由たる障害により，常時又は随時介護を受けている場合において，介護を受ける費用を考慮し支給される。（病院又は診療所への入院と身体障害者療護施設への入所の期間を除く） | |
| 遺族補償 | 年　金 | 公務災害又は通勤災害により死亡したとき，その遺族の「受給資格者」の最先順位にある遺族が「受給権者」となり支給される。  遺族補償年金　平均給与額の245～153日分 |
| 一　時　金 | 遺族補償年金の受給資格者がいないとき又は受給資格者が年金の支給開始後失権し，他に受給権者がなく，それまでに支給された年金総額が一時金の額に満たないとき遺族に支給される。  遺族補償一時金　平均給与額の1,000～400日分 |
| 葬祭補償 | 遺族等であって社会通念上葬祭を行うと見られるもの（現実に葬祭を行ったものがあるときはその者）に対して下記のいずれか高い方の額が支給される。  315,000円＋平均給与額×30日分　　平均給与額×60日分 | |
| 福祉事業 | 被災職員等の社会復帰の促進又はその援護を図るために，援護金，支援金，給付金，外科後処置，補装具，リハビリテーション，休養，アフターケア等がある。 | |

※　平均給与額とは，被災職員の１日の給与の平均額を意味する。算定方法はケースに応じて８種類の計算方法が定められており，個々の事例に応じいくつかの計算方法で算定し，そのうちの最も有利なものが平均給与額となる。原則として被災日の属する月の前月の末日から起算して過去３か月間に支払われた給与の総額（期末・勤勉手当を除く。）をその総日数で除して得た金額をいう。

ウ　請求に必要な書類（確認書類）

(ｱ) 公務災害

a 　負傷によるもの

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　書　類 | 備　　　考 |
| 公務災害認定請求書 |  |
| 災害発生現認書又は災害発生報告受理書 |  |
| 診断書 | 原本（初診日，療養見込期間を明記のこと） |
| 現場見取図 |  |
| 出勤簿（写） |  |
| 勤務中であったことを示す書類 | 時間外における勤務中の災害の場合 |
| 職務命令等に関する資料 | 担当外の職務遂行中の災害の場合 |
| 旅行（出張）命令簿 | 出張先及び出張途上の災害の場合 |
| 所属長による外出許可証明 | 〃　（旅行命令簿によらない簡易なもの） |
| 出張における経路図 | 〃 |
| 公用車作業（運行）日誌（写） | 〃　（公用車の場合） |
| 自家用車公務使用申出書（写） | 〃　（自家用車の場合） |
| 第三者の行為による災害届 | 第三者の不法行為による災害の場合 |
| 示談書 | 〃 |
| 念書 | 〃 |
| 交通事故証明書 | 交通事故の災害の場合　原本 |
| 事故発生状況報告書 | 〃 |
| 時間外勤務命令簿又は宿日直勤務命令簿（写） | 時間外の災害の場合（事務職員・栄養職員） |
| 勤務時間の割り振りの変更の所属長証明若しくは職務に従事していたことの所属長証明 | 〃　　　　　　（教育職員） |
| 校務分掌表 | クラブ活動中の災害の場合（学校管理運営計画） |
| 校時表，時間割表 | 授業中の災害の場合（学校管理運営計画） |
| 勤務開始及び終了の時刻及び退勤した時刻に関する資料 | 公務災害は出勤及び退勤途上の災害の場合  （学校管理運営計画） |
| レクリエーションの実施に関する関係規定，決定書，通知書，実施結果，参加証明等（写） | レクリエーション参加中の災害の場合 |
| 訓練の実施に関する関係規定，決定書，通知書，実施結果，参加証明等（写） | 訓練参加中の災害の場合 |
| 腰部，頸部頚部，膝部に係る調書 | 腰部，頸部，膝部の負傷の場合（必要に応じて） |
| 辞令（写） | 講師等 |
| 事故原因と防止対策 | 加害者の一方的な過失等による災害は除く |

※　災害の状況によりその他の書類が必要な場合があるため，県教委庶務課福利厚生グループに問い合わせる。

b 　疾病によるもの

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　書　類 | 備　　　考 |
| 公務災害認定請求書 |  |
| 災害発生現認書又は災害発生報告受理書 |  |
| 診断書 | 原本 |
| 現場見取図 |  |
| 健康診断の結果に関する資料 | 職員健康診断票等 |
| 既往病歴に関する資料 | 〃 |
| 過去の勤務病歴に関する資料 | 〃 |
| 被災前日及び当日の行動に関する資料 | 書式任意 |
| 血液検査（写） | Ｂ及びＣ型肝炎・梅毒汚染のみ |
| 辞令（写） | 講師等 |

※　災害の状況によりその他の書類が必要な場合があるため，県教委庶務課福利厚生グループに問い合わせる。

(ｲ) 通勤災害

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　書　類 | 備　　　考 |
| 通勤災害認定請求書 |  |
| 災害発生現認書又は災害発生報告受理書 |  |
| 診断書 | 原本 |
| 現場見取図 |  |
| 出勤簿（写） |  |
| 通勤届 |  |
| 通勤経路図 |  |
| 第三者の行為による災害届 | 第三者の不法行為による災害の場合 |
| 示談書 | 〃 |
| 念書 | 〃 |
| 交通事故証明書 | 交通事故の災害の場合　原本 |
| 事故発生状況報告書 | 〃 |
| 勤務時間を定めた書類 | 学校管理運営計画 |
| 時間外勤務命令簿又は宿日直勤務命令簿（写） | 時間外の災害の場合（事務職員・栄養職員） |
| 勤務時間の割り振りの変更の所属長証明 | 〃　　　　（教育職員） |
| 校務分掌表 | クラブ活動終了後の災害の場合(学校管理運営計画) |
| 腰部，頸部，膝部に係る調書 | 腰部，頸部，膝部の負傷の場合（必要に応じて） |
| 辞令（写） | 講師等 |

※　災害の状況によりその他の書類が必要な場合があるため，県教委庶務課福利厚生グループに問い合わせる。

エ　認定請求手続きの流れ

報　　告

災害発生

補償請求

認定請求

治　　療

治　　ゆ

|  |
| --- |
|  |
| 災害が発生したことを直ちに所属長へ連絡する。 |
|  |
| できるだけ速やかに医療機関で治療を受ける。その際は，公務（通勤）災害の手続きをとる予定であることを医療機関に告げ，治療費の請求を待ってもらい，初診日と療養見込期間の入った診断書を１通とること。  ※　原則として共済組合員証は使用できない。 |
|  |
| 受診後速やかに，所属の担当者に災害発生の状況を詳しく説明し，「公務（通勤）災害認定請求書」を作成し，診断書，災害発生現認書，その他必要な書類を添付して，任命権者を経由し基金支部に提出する。  基金支部は，公務災害，通勤災害に該当するかどうかを認定し，その結果を認定通知書により通知する。 |
|  |
| 基金支部から「公務上の災害」又は「通勤災害該当」の認定通知を受けたら，速やかに医療機関に連絡し，同封された「療養補償請求書」に必要な事項を記入してもらい，所属長を経由して基金支部へ提出する。  ※　医療機関の変更（転医）は個人的理由によるものは認められない。やむを得ず転医する場合は，あらかじめ「転医届」を基金支部に提出する。 |
|  |
| 傷病が治り次第，必ず「治ゆ報告書」を任命権者を経由して基金支部に提出する。  ※　治ゆとは，完全治ゆ（症状の消失）の場合だけでなく，症状固定（もはや医療効果が期待し得ない状態）の場合も含まれる。この場合，療養補償は受けられなくなるが，法で定める障害が残っている場合，その程度に応じ障害補償の対象となる。 |

［認定手続き書類の流れ］

災害

県教育委員会

被災職員

又は遺族

教育事務所

所属長

地方公務員

災害補償基金

石川県支部

市町教育委員会

　　　　　　　　　　市町立学校職員の場合

　　　　　　　　　　県立学校等職員の場合

　　　　　　　　　　市町教育委員会任命職員の場合

オ　加害者のいる災害

　　　交通事故や第三者に殴られたなど公務災害，通勤災害には第三者の行為により災害が発生する場合がある。

　　　この場合，被災職員は加害者に対する民事上の損害賠償請求権と基金に対する災害補償請求権を同時に取得することになるが，重複して支払われないため，次の(ｱ），(ｲ)の治療費の支払い方法のいずれにするかを決定する必要がある。

(ｱ) 賠償先行

加害者本人や保険会社（自賠責保険，任意保険）が支払う方法。原因者である加害者が第一義的に負担すべきもの（原因者負担）であるため，通常はこの方法を原則とする。

(ｲ) 補償先行

加害者が不明，加害者が無資力，被災職員の過失が大きく加害者（任意保険等）が希望するときなど，やむを得ず基金の補償を先行する場合は，あらかじめ基金支部に申し出る。補償先行を行うと，基金はその価額の限度において，被災職員に代わって加害者に対する損害賠償請求権を取得し，それに基づき加害者又は保険会社に損害賠償（治療費）の支払い請求をする（求償）ことになるので，加害者は損害賠償責任を免れるということにはならない。

(ｳ) 示談

示談とは，当該事故に関する法律上の和解にあたり，一般的には損害賠償や慰謝料の金額又は支払い方法について，当事者間の話し合いにより解決することをいう。裁判等によって損害賠償を請求すると，手続きが煩雑であったり，解決まで長期間を要したりすることがあるため，示談によって解決するのが一般的である。できるだけ迅速な示談解決が望ましいと考えられるが，損害の程度について十分な見通しが立っていない時期の示談はその後の出費を請求できなくなるなど，被害者が不利になりがちであるので，傷病が治ゆ（病状固定）し，損害額を確定させてから示談を行うのがもっとも適切である。

口約束による示談も無効ではないがトラブルの元になるので，示談内容を書面化して明確にすることが必要である。基金が補償先行している場合には，示談書の案文の写しを必ず基金に提出し，基金の承認を受けた後に正式示談を締結するようにする。

＜示談書の内容＞

・当事者名

・事故の日時，場所

・事故の状況

・示談の内容（賠償金の内訳を明確にすること）

・賠償金の支払い方法及び時期

・後遺症・再発の取扱い

・基金の補償先行がある場合の取扱い

・作成年月日

※　交通事故の場合は，加害車両等の登録番号を明記することが必要

第三者

（加害者）

被災職員

基　金

損害賠償請求

賠　　償

補　　償

補償請求

基金が補償を行った場合

**求　 償**

**応　 償**

(ｴ) 災害にあった時に留意すること

|  |  |
| --- | --- |
| 加害者及び  保険加入の確認 | 加害者（場合により使用者，親権者など）の住所，氏名，職業などを確認すること。交通事故であれば，自賠責及び任意保険会社名・保険証書番号・加入年月日などを確認すること。 |
| 届出・確認 | 交通事故の場合，加害者は法律によって警察に届け出る義務があるので，事故としての取扱いを確認すること。 |
| 医師の診断 | たとえ軽傷と思っても必ず加害者と同行のうえ，医師の治療を受けること。 |
| 所属長への報告 | 災害の概要，事故の措置の内容を電話連絡などにより，出来るだけ早く報告すること。 |
| その他 | 現場状況の記録，目撃者の確保などをしておくこと。後日，過失割合などが問題になったときの立証が容易である。 |

* 詳細については県教委庶務課福利厚生グループに問い合わせる。